

令和3年1月12日

ご入居者、身元引受人様各位

新型コロナウイルス感染症対策についてのお知らせ（第11報）

社会福祉法人京都社会事業財団 ライフ・イン京都
ホーム長 青山 薫

皆さま方には昨年より新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

首都圏の緊急事態宣言発令に続き、関西3府県でも緊急事態宣言の要請がなされ発令の決定がなされました。緊急事態宣言が発令されることも含め、改めて協議をいたしました結果、第10報でお知らせしております通り、直接面会は原則禁止とし、オンライン面会のみでの対応を継続させていただくこととなりました。

直接のご面会等を心待ちにされていた皆さまにはたいへん心苦しい次第ではありますが、何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

記

- 1) 直接面会禁止（電話にてご予約のうえオンライン面会をご利用ください）
- 2) 緊急事態宣言発令地域及び感染多発地域との不要不急の往来自粛

期間：1月15日（金）～ 2月28日（日）まで

※期間につきましては感染状況により変更させていただく場合がございます

※ターミナル期、緊急時、その他やむを得ないご事情のある方はご相談ください

※日常の細かい対応につきまして、ご不明な点がございましたらお問い合わせください